

乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会
「医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業」に
ついて

平成31年2月28日(木)

1 医療的ケアに係る国の法整備等

- ・ H28.6.3 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律公布
 - ・ 「日常的に医療が必要」を障害の概念に加えた。
 - ・ 地方公共団体の努力義務（児童福祉法第56条の6 第2項）
保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援をおこなう機関との連絡調整のための体制の整備に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない
- ・ H28.6.3 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（厚生労働省通知）
 - ・ 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
 - ・ 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保
 - ・ 関係機関等の連携
 - 〔 協議の場の設置
 - 〔 医療的ケア児等コーディネーターの配置

2 府の主な医療的ケア児支援強化事業について

<趣旨>

- ①児童福祉法の改正を踏まえ、医療的ケア児及びその家族への支援体制を強化する
- ②在宅で安心して医療的ケア児が生活できる環境を整備し、真にともに社会参加できる共生社会を実現する

<主な事業内容>

■医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業
(府1/2 市町村1/2)

- 1 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業
 - (1) 医療型短期入所受入体制強化事業
 - (2) 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業
- 2 医療的ケア児等相談支援調整事業
- 3 児童発達支援センター設置事業

- 医療的ケア児等コーディネーター養成事業(国1/2 府1/2)
地域において医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を果たす「医療的ケア児等コーディネーター」を研修により養成。
主に、相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定。

- 医療的ケア児保育支援事業(国1/2 府1/4 市町村1/4)
保育士がたん吸引等を実施するための研修受講等を支援
医療的ケア児を受け入れる保育所への看護師等の配置を支援

医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業

1 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業

(1) 医療型短期入所受入体制強化事業 **児・者**

- ・レスパイト機能を担う医療型短期入所事業所の拡大のため、看護師の加配等に要する経費を補助

区 分	重症心身障害児（者）ショートステイ受入体制整備事業（～⑳）	医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業（㉑～）
事業内容・目的	医療型短期入所事業所のない府北部地域でのレスパイト機能確保	府域全体（京都市を除く）でのレスパイト機能の確保・拡充
対象事業	なじみのあるヘルパー・看護師の派遣が対象	受入に必要な事業を幅広く対象

- ①居宅介護を行う事業者から居宅介護の提供に当たる従業者の派遣を受ける事業
 ②訪問看護を行う事業所から看護師その他の訪問看護の提供に当たる従業者の派遣を受ける事業
 ③短期入所を行うに当たり介護又は看護に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために知事が特に必要と認める事業

- ・補助上限額 10,000円 / 対象者1人当たり・1日あたり

(2) 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業 **児のみ**

- ・医療的ケア児等の短期入所を行う医療機関が初期のアセスメントを実施するために要する経費を補助
- ・医療的ケア児等1人につき1月当たり 7,000円。
 （ただし、一の施設における同一人に係る補助基準額は、35,000円を上限とする。）

2 医療的ケア児等相談支援調整事業 **児のみ**

- ・指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が医療的ケア児等相談支援調整事業を実施するために要する経費を補助
- ・医療的ケア児等1人につき1月当たり2,500円

3 児童発達支援センター設置事業

- ・事業者が児童発達支援センター設置のため施設整備（調理室等）を行う場合の経費を補助
- ・補助上限額 1箇所あたり3,000千円

参 考

◆改正の趣旨

医療的ケア児の増加や、在宅で療養する障害児（者）の家族の相談支援・レスパイト（※）のニーズなどを受け、医療型短期入所の利用拡大や相談支援体制の強化等在宅で日常生活を送っている障害児（者）の安定した生活を支える基盤を強化するという共通の目的を有する下記の2事業の統合・事業の組替えを行うもの。

（※）レスパイト：障害のある方等の家族に代わって、一時的に介護サービスを提供するもので、家族の急病や冠婚葬祭等の用事があるときや介護から離れて少しリフレッシュしたいときなどに利用されるもの

『心身障害者サービス利用支援事業』についての更なる拡充。

- i) 旧「身体障害者、知的障害者及び児童短期入所サービス利用支援事業」
- ii) 旧「障害児通所利用支援事業」

『重症心身障害児（者）ショートステイ受入体制整備事業』

を北部地域から府域全体に拡充

◆補助事業の対象となる者

市町村が医療型短期入所サービスの支給決定を行った者。

⇒具体的には、

< 障害児 >

- ① 児童福祉法第56条の6第2項を引用した「医療的ケア児」
- ② 児童福祉法第7条第2項に規定する「重症心身障害児」
- ③ その他①②に相当する障害の程度の児

< 障害者 >

- ④ 日常生活を営むために医療を要する状態にある者
- ⑤ 重症心身障害者
- ⑥ その他④⑤に相当する障害の程度の者

医療的ケア児者 ⇒上記①+④

重症心身障害児者 ⇒上記②+⑤

これらと同等以上の障害程度と認められる障害児者⇒上記③+⑥との趣旨で記載

【参考】：国の報酬告示

○医療型短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）

- ・重症心身障害児
- ・区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている18歳以上の者
- ・区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者

○医療型短期入所サービス費（Ⅲ）

- ・区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者（所謂植物状態）等又はこれに準ずる者※

※医療型短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）に該当しない重症

心身障害児者等 又は 障害者総合支援法施行令第1条に定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者

- ・区分1又は障害児区分1以上に該当し、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患に属する疾患を有すると診断された障害者等

上記のほか

○医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）

- ・日中のみの指定短期入所

○医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）

- ・生活介護等及び指定通所支援を行う日に指定短期入所を行う場合の報酬区分においても、対象者は同じ。

◆各補助事業とそれぞれの事業の対象者

	医療型短期入所受入体制強化事業	医療的ケア児等短期入所アセスメント実施事業	医療型ケア児等相談支援調整事業
医療的ケア児	○	○	○
重症心身障害児	○	○	○
その他相当する障害児	○	○	○
障害者（医療的ケア＋重症心身＋相当する障者）	○	×	×

(改正後全文)

医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、府の区域（京都市の区域を除く。以下「府域」という。）に居住する医療的ケア児、重症心身障害児その他障害の程度がこれらの者と同程度以上と認められる障害児又は障害者が安定した日常生活を営むための福祉サービスの利用の促進、その家族等の負担の軽減等を図るために市町村が行う事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 医療的ケア児 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。
- (4) 重症心身障害児 児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。
- (5) 医療的ケア児等 医療的ケア児、重症心身障害児その他障害の程度がこれらの者と同程度以上であると認められる障害児をいう。
- (6) 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業 指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）において法第5条第8項

に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行うものに限る。）が行う次に掲げる事業をいう。

ア 次に掲げる者に対して短期入所を行う場合に、当該者の介護又は看護に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために必要な措置を講じる事業（以下「医療型短期入所受入体制強化事業」という。）

（ア） 医療的ケア児

（イ） 人工呼吸器を装着している障害者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害者

（ウ） 重症心身障害児

（エ） 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者

（オ） （ア）から（エ）までに掲げる者のほか、障害の程度がこれらの者と同程度以上であると認められる障害児又は障害者

イ 医療的ケア児等に対して短期入所を行う場合に、当該医療的ケア児等の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて、支援する上で配慮すべき事項の事前の把握（以下「アセスメント」という。）を行う事業（以下「医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業」という。）

（7） 医療的ケア児等相談支援調整事業 次に掲げる事業をいう。

ア 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）が、医療的ケア児等に係る法第5条第22項に規定するサービス等利用計画を作成するために医療機関との間で必要な調整を行う事業

イ 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）が、医療的ケア児等に係る同法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画を作成するために医療機関との間で必要な調整を行う事業

（8） 児童発達支援センター設置事業 児童発達支援センター（児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター又は同条第2号に規定する医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の設置を行う事業をいう。

（補助金の対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象事業の基準額（以下「補助基準額」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いず

れか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別に定める様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第5条 規則第9条に規定する変更の内容及び理由を記載した書類は、別に定める様式によるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

(書類の提出部数等)

第7条 この要綱に基づき市町村の長が知事に提出する書類の部数は2部とし、当該市町村の区域を所管する京都府広域振興局の長を経由しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月28日から施行し、この告示による改正後の医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

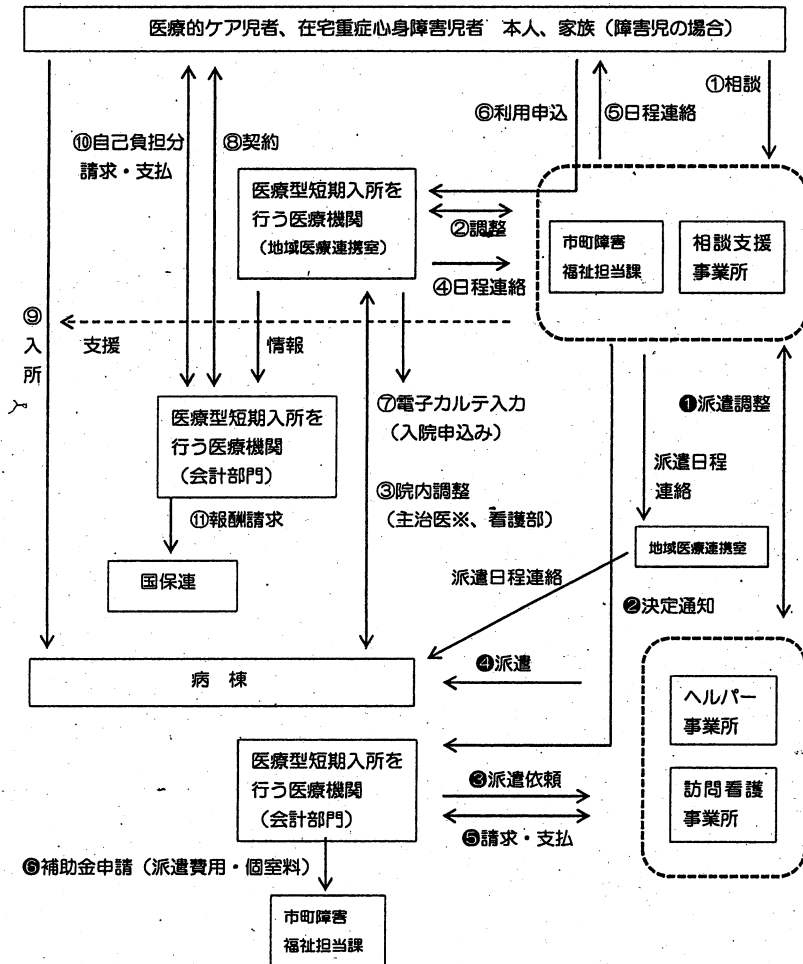
※従前の附則は省略。

別表（第3条関係）

補助対象事業		基準額	補助対象経費	補助率
1 医療的ケア 児者・重症心 身障害児者短 期入所受入体 制拡充事業	(1) 医療型短期入 所受入体制強化 事業	事業を利用して短期入所を行 う障害児又は障害者1人につ き1日当たり10,000円	医療機関が第2条第6号ア(7)から (ウ)までに掲げる事業を実施するた めに要する経費に対して市町村が補 助金を交付するために要する経費 (1) 居宅介護（法第5条第2項に規定 する居宅介護をいう。以下同じ。） を行う事業者から居宅介護の提供 に当たる従業者の派遣を受ける事 業 (2) 訪問看護（介護保険法第8条第4 項に規定する訪問看護をいう。以 下同じ。）又は訪問看護事業（健 康保険法（大正11年法律第70号） 第88条第1項に規定する訪問看護 事業をいう。）を行う事業所から 看護師その他の訪問看護の提供に 当たる従業者の派遣を受ける事業 (3) (1)及び(2)に掲げる事業のほか、 短期入所を行うに当たり介護又は 看護に係る課題の解決及び障害に 応じた対応のために知事が特に必 要と認める事業	2分の1
	(2) 医療的ケア児 等短期入所初期 アセスメント実 施事業	事業を利用して短期入所を行 う医療的ケア児等1人につき 1月当たり7,000円。ただし、 一の施設における同一人に係 る補助基準額は、35,000円を 上限とする。	医療的ケア児等の短期入所を行う医 療機関が初期のアセスメントを実施 するために要する経費に対して市町 村が補助金を交付するために要する 経費	
2 医療的ケア児等相談支援調整事 業	医療的ケア児等1人につき1 月当たり2,500円	指定特定相談支援事業者又は指定障 害児相談支援事業者が医療的ケア児 等相談支援調整事業を実施するた めに要する経費に対して市町村が補助 金を交付するために要する経費		
3 児童発達支援センター設置事業	1施設当たり3,000千円	事業者が児童発達支援センター設置 事業を実施するために要する経費（児 童福祉法に基づく児童福祉施設の設 備等の基準に関する条例（平成24年 京都府条例第36号）第83条又は第 90条に規定する基準を満たすために 必要な整備に係る経費に限る。）対 して市町村が補助金を交付するた めに要する経費		

1 事務の流れ

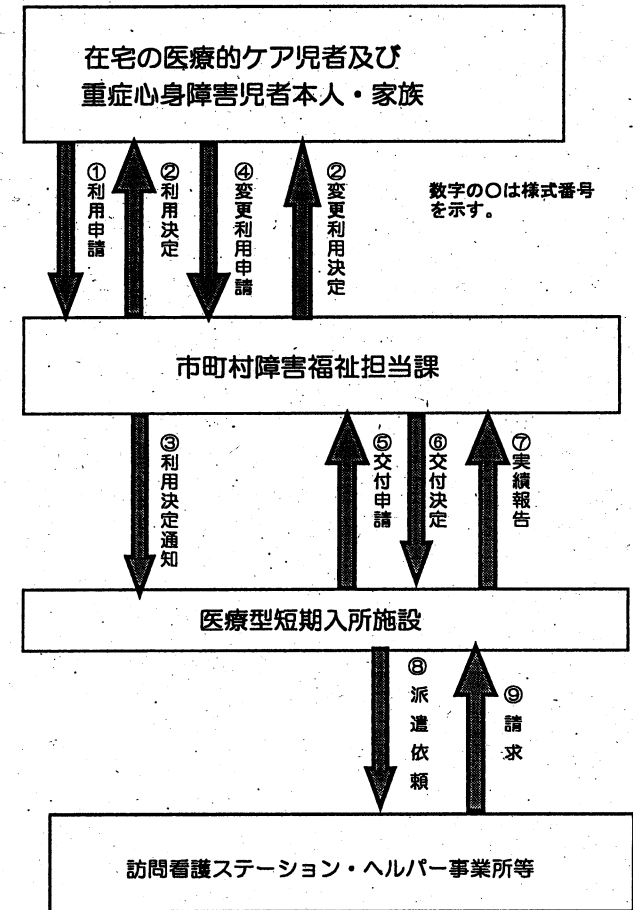
- ①～⑩は障害福祉サービス事業（短期入所サービス（医療型））の流れ
- ①～⑥は京都府の補助事業（医療型短期入所受入体制強化事業）の流れ



※③主治医がない場合は、地域医療連携室長に主治医を調整していただく

1-2

事務の流れ<1の①～⑥詳細版>



様式第1号 (申請者⇒市町村)
医療型短期入所受入体制強化事業 利用申請書

様式第2号 (市町村⇒申請者)
医療型短期入所受入体制強化事業 利用決定通知書

様式第3号 (市町村⇒医療型短期入所施設)
医療型短期入所受入体制強化事業 利用決定通知書

様式第4号 (申請者⇒市町村)
医療型短期入所受入体制強化事業 利用変更申請書

様式第5号 (医療型短期入所施設⇒市町村)
平成 年度医療型短期入所受入体制強化事業補助金 交付申請書

様式第6号 (市町村⇒医療型短期入所施設)
平成 年度医療型短期入所受入体制強化事業補助金 交付決定通知書

様式第7号 (医療型短期入所施設⇒市町村)
平成 年度医療型短期入所受入体制強化事業補助金 実績報告書

様式第8号 (医療型短期入所、訪問看護事業所⇒医療型短期入所施設)
平成 年度医療型短期入所受入体制強化事業補助金 派遣依頼書

様式第9号 (居宅介護、訪問看護事業所⇒医療型短期入所施設)
医療型短期入所受入体制強化事業費請求書

様式第1号

医療型短期入所受入体制強化事業利用申請書

年 月 日

〇〇市(町村)長 様

申請者
住所
氏名 印
電話
続柄

医療型短期入所受入体制強化事業を利用したいので、次のとおり申請します。

障 害 児 (者)	(フリガナ)	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
	氏 名	性 別	
	住 所		
	必要な医療的ケア等 ※6ヶ月以上継続するものに○印をお願いします。	1. 人工呼吸器管理 2. 気管切開 3. 酸素吸入 4. 吸引(回数 回/日) 5. ネブライザー(回数 回/日) 6. 経口摂取全介助 7. 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう) 8. 過緊張(発汗・更衣・姿勢修正) 9. 透析 10. 定期導尿 11. 人工肛門 12. 体位変換(回数 回/日) 13. その他()	
事業の種類	1 ヘルパー利用支援 2 訪問看護師連携支援 3 その他()		
利用希望期間 (ヘルパー支援の場合)	年 月 日 から 年 月 日 まで		
備 考			

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援事業）

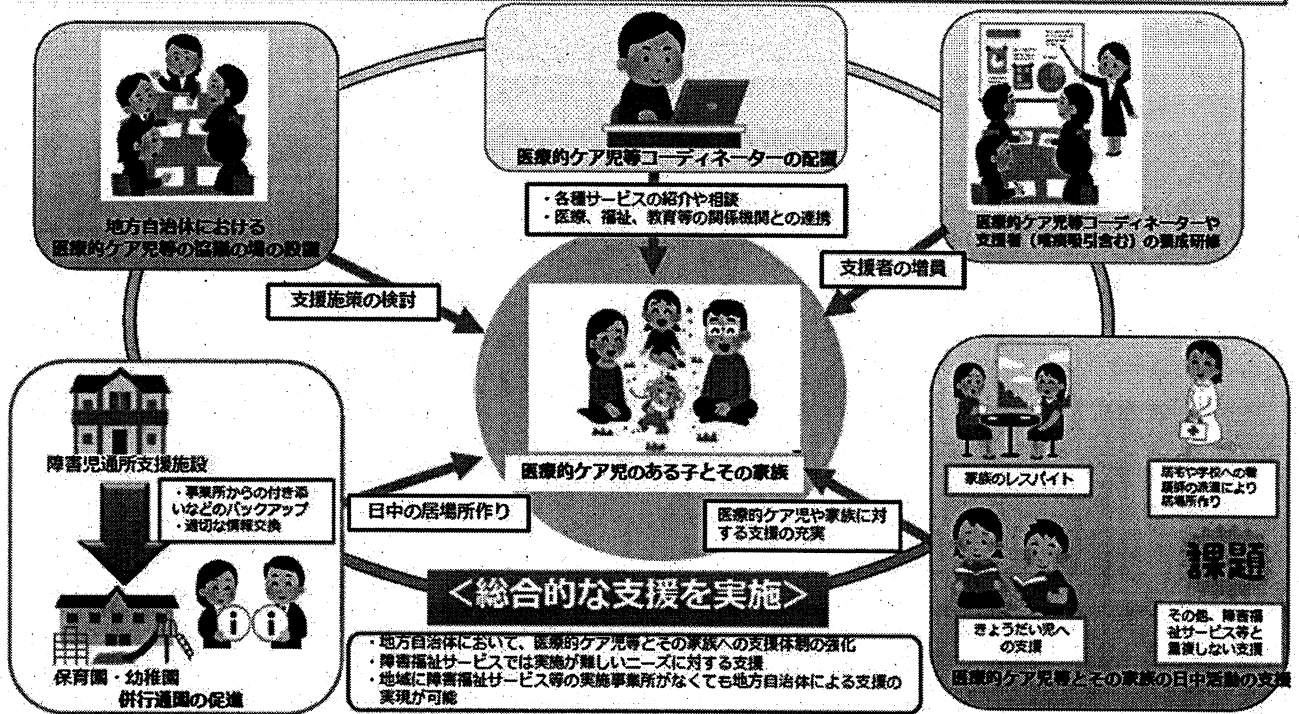
～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【予算案】 地域生活支援事業 128,543千円



「医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施の手引き」(厚生労働省)より抜粋

医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割。研修受講者は種に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定。

(※「医療的ケア児等に詳しい相談支援専門員」を養成する研修ではありません。)

医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割

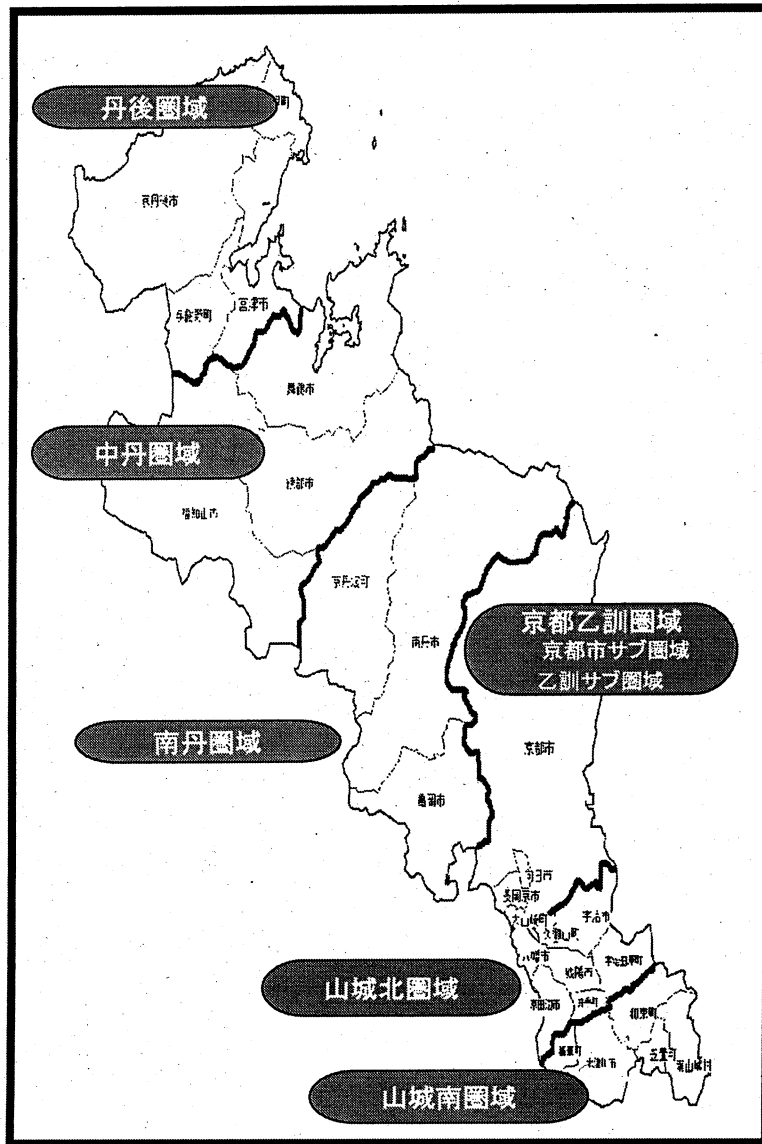
医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(他職種連携)を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に他職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための キーパーソンとしての役割

- ①医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- ②多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- ③本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- ④医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、リサーチワーク）
- ⑤本人のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する相談支援専門員等へのスーパーバイズ、リスクマネジメント
- ⑥地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力

京 都 府

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数 ※京都府障害保健福祉圏域図（保健福祉計画2次医療圏域）	6圏域
②	人口 ※H30.8.1現在（京都市除く）	1,093,596人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ■医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討のための協議の場(仮称) (H30～)29年度のWGまとめをもとに設置予定 ■「運営会議（府立特別支援学校における医療的ケア等体制充実業）」 (H22～)年2回開催	
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数 ※30.9.1現在	9施設
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 (在宅患者訪問診療所数)	78カ所
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 ※30.7.1現在	32カ所
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） ※30.9.1現在	295カ所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） (うち医療的ケア児に対応できる保育所数) ※28.4.1現在	22.3% (45カ所)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 ※H29.5.1現在	125名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 ※H30.5.1現在	27名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 ※H30.5.1現在	14名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都府

○現在実施している取組

1. 医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討のための協議の場

担当課
障害者支援課
こども総合対策課

医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキングのまとめをもとに協議の場を設置(予定)

2. 在宅療養児支援体制検討委員会の開催

担当課
こども総合対策課

医療的ケアを必要とする在宅療養児支援の連携体制を構築するため検討委員会を実施。

3. 府内の各機関で在宅療養児を支えるための研修

担当課
こども総合対策課

地域で在宅療養児を支える府内各関係機関が理学療法をはじめとする支援を実施するため、適時・適切な研修が実施できるよう受講対象者ごとの研修を実施。

< 研修計画 >

研修対象者	研修実施者(内容等)
① 周産期看護師、市町村・府保健所の保健師	府立医大(NICU等での実習等を含む)
② 地域のかかりつけ医	京都府医師会(在宅療養児支援の手法等)
③ 病院及び地域の看護職	京都府看護協会(在宅療養児支援の手技、連携 等)
④ 訪問看護師	京都府訪問看護ステーション協議会 (在宅療養児支援の手法等)
⑤ 障害児支援施設職員等	南京都病院(在宅療養児支援の手法等)
⑥ 医療・福祉・保健関係者(地域毎)	花ノ木医療福祉センター(実習形式の研修)
	京都府保健所(座学、事例検討)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都府

○現在実施している取組

4. 医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業

担当課
障害者支援課

- ・レスパイト機能を担う医療型短期入所事業所の拡大のため、看護師の加配等に要する経費の補助
- ・医療型短期入所の受入までに行う状態把握等に要する経費を補助等
- ・児童発達支援センター設置促進事業

5. 医療的ケア児保育支援モデル事業の実施

担当課
こども総合対策課

- ・保育士が喀痰吸引等を実施するための研修受講等を支援
- ・医療的ケア児を受け入れる保育所への看護師等の配置を支援

6. 特別支援学校における医療的ケア「運営会議」の開催

担当課
特別支援教育課

- ・特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援、体制整備について協議
(医師会、看護協会、医療関係者、保護者等の外部有識者及び健康福祉部、教育委員会により構成)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都府

○現在実施している取組

7. 「医療的ケア担当者会」を構成し、研修等を実施

担当課
特別支援教育課

各特別支援学校からの代表により次の部会を構成し、計画的な研修実施や医療的ケアに関する情報提供及び啓発を行う。

- ・「研修会チーム」 特別支援学校の教員等を対象に年1回の研修を企画、実施
- ・「ヒヤリハットチーム」各校から報告のヒヤリハット事例について集約・分析・発信
- ・「喀痰吸引等研修実施委員会」 年2回の喀痰吸引等研修の企画・実施と「医療的ケア担当者会」への実施概要等の報告
- ・喀痰吸引等研修は、府立特別支援学校と市町小・中学校の教員を対象に実施
- ・年2回、各校に配置の看護師を対象に、年2回研修実施。喀痰吸引等研修で指導看護師となる。また、学校看護師と教員との共働に向けた協議を行う。

○今後実施を予定または検討している取組

1. 医療的ケア児等コーディネーター研修

担当課
障害者支援課

医療的ケア児の関連分野を適切に調整できるコーディネーターの養成及び福祉サービス事業所従事者への実地研修の実施(30年度)

2. 小児在宅医療支援に係る多職種連携を推進するための研修

担当課
こども総合対策課

地域で在宅療養児支援に係る多職種連携推進するため医療関係者等に対し、研修を実施(30年度)